

# 建設業法の一部改正による現場技術者等の専任要件の見直しについて

(令和7年4月1日より施行)

## 1. 現場技術者の専任要件の見直し「現場技術者の兼務特例」

- 現場技術者（主任技術者・監理技術者）について、請負金額が一定金額以上である場合には、工事現場ごとに専任で置く必要がありますが、請負金額の下限を4,000万円（建築一式工事8,000万円）から4,500万円（建築一式工事9,000万円）に引き上げ。
- 上記の建設工事であっても、以下の①～⑧の全てに該当する場合は兼任が認められる。
  - ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式2億円未満）であること
  - ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
  - ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
  - ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。

### 【連絡員とは】

- ・ 土木一式、建築一式の場合は1年以上の実務経験者
  - ・ それ以外の工事は実務経験不要
  - ・ 工事現場への専任や常駐は必要無
  - ・ 連絡員は、直接雇用、間接雇用、恒常的な雇用形態は求めない。
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。

### 【情報通信技術の措置】

- ・ CCUSのように「事故の瞬間、現場に誰が入場していたかカード類似によりリアルタイムで把握するシステム」を入れていない現場では認められない。LINEグループでの出欠確認や現場の出勤簿の写真転送ではNG。
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据え置いていること。
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

### 【情報通信機器の設置】

- ・ 情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやり取りを確実に実施できるもの。スマートフォン、タブレット端末、Web会議システムでも差し支えない。
- ・ 通信環境については、例えば山間部等における工事現場において、遠隔からの

確実な情報のやりとりができない場合は、この要件に該当しない。

⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと。

※ 上記の条件にあった専任工事現場「4,500万円～1億円（建築一式工事9,000万円～2億円）」で現場技術者の兼任を希望する場合、特に⑤の要件が作業員の現場への出退場記録をリアルタイムに求めているため、ご注意ください。

## 2. 営業所専任技術者の見直し「営業所技術者の兼務特例」

- 「営業所専任技術者」が「営業所技術者」と名称が変更になり、以下の条件で「監理技術者兼務」「専任現場との兼務」が可能となりました。
  - 1) 所属する営業所で契約締結した工事であること。
  - 2) 兼ねる工事の現場数が1以下であること。
  - 3) 「現場技術者の兼務特例」で示す①～⑦を満たしていること。
  - 4) 当該技術者が所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。